

令和3年（2021年）

9月那覇市議会定例会

# 議案書

令和3年9月1日



令和3年(2021年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第88号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第89号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	3
議案第90号	那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	9
議案第91号	那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	11
議案第92号	那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	13
議案第93号	那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	15
議案第94号	那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 子育て応援課	21
議案第95号	那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	23
議案第96号	令和3年度那覇市一般会計補正予算(第5号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第97号	令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第98号	令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第99号	令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第100号	令和3年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊

令和3年(2021年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第101号	令和3年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第102号	令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第103号	令和2年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第104号	財産の取得について(災害用備蓄品(食糧品))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	29
議案第105号	財産の取得について(災害用備蓄品(資機材))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	31
議案第106号	財産の処分について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	33
議案第107号	あらたに生じた土地の確認について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 技術総務課	35
議案第108号	字の区域の変更について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 技術総務課	37
議案第109号	那覇市営住宅等の指定管理者の指定について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	39
議案第110号	工事請負契約について(若狭市営住宅2号棟耐震改修工事)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	41
議案第111号	工事請負契約について(天妃小学校校舎及びプール改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	43
議案第112号	工事請負契約について(与儀小学校校舎等改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	45
議案第113号	工事請負契約について(識名小学校校舎等改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	47





那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求めらる。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

緑間 優

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。



那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人の市民税の非課税の範囲に係る規定等を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者</p>

の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除

<p>2～3 [略]</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p>24～25 [略]</p>	<p>く。)を課さない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>25～26 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項の改正規定、付則第2条及び第6条の2の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定、付則第1条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第34条の7第1項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。



那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

審査申出書等への押印等を廃止するため、この案を提出する。

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和47年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

那覇市牧志公設市場を廃止するため、この案を提出する。

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
那覇市牧志 公設市場	那覇市牧志3丁目3番10号 (衣料部)、那覇市牧志3丁 目3番4号(雑貨部)	那覇市宇栄 原公設市場	[略]
那覇市宇栄 原公設市場	[略]	[略]	
[略]			
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。			

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

地域包括支援センターに置くべきこととされている保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員について、これらに準ずる者の配置を可能とするため、この案を提出する。

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号の第1号被保険者をいう。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師 1人</p> <p>(2) 社会福祉士 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項の介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号の主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) 1人</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 保健師<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>(2) 社会福祉士<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項の介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号の主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) <u>その他これに準ずる者</u> 1人</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例制定について

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

指定管理者に那覇市緑ヶ丘公園集会所の管理を行わせるため、この案を提出する。

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の一部を改正する条例

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例(平成30年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は臨時に集会所を開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>第16条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>開所時間を変更し、又は臨時に集会所を開所し、若しくは休所することができる。</p>
<p>(利用の制限等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所の利用を拒み、又は集会所からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(専用利用の許可)</p>	<p>(利用の制限等)</p> <p>第6条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所の利用を拒み、又は集会所からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(専用利用の許可)</p>
<p>第7条 第3条第1号の集会室を専用して利用しようとするものは、<u>市長の許可</u>(以下「専用利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>前項に規定する許可</u>をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>第7条 第3条第1号の集会室を専用して利用しようとするものは、<u>指定管理者の許可</u>(以下「専用利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、<u>専用利用許可</u>をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(使用料)</p> <p>第8条 専用利用許可を受けたものは、<u>市長</u>に対し、その利用に係る料金(以下「<u>使用料</u>」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料</u>は、<u>別表により算定した額とする。</u></p> <p>3 <u>使用料</u>は、<u>市長が定める日までに納付し</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 専用利用許可を受けたものは、<u>指定管理者</u>に対し、その利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を<u>支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金</u>は、<u>別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>利用料金</u>は、<u>指定管理者が定める日まで</u></p>

なければならない。

- 4 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(2) [略]

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(専用利用許可の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用許可をしない。

(1)～(4) [略]

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(専用利用許可の取消し等)

第11条 市長は、専用利用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該専用利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(施設の変更禁止)

第12条 専用利用許可を受けたものは、集会所の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

に支払わなければならない。

- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(2) [略]

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(専用利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用許可をしない。

(1)～(4) [略]

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(専用利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、専用利用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該専用利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(施設の変更禁止)

第12条 専用利用許可を受けたものは、集会所の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、集会所の管理を行わせるに最適な社会福祉法人その他の団体を地方自治

法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が集会所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った集会所の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、集会所の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、集会所の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(3) 専用利用許可に関する業務

(4) 集会所の維持管理に関する業務

第16条 [略]	(5) その他市長が必要と認める業務 第20条 [略]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市緑ヶ丘公園集会所条例の規定によってした同日以後の利用に係る処分、手続その他の行為は、改正後の同条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。



那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

通院に係る医療費の助成及び現物給付方式による助成の範囲を中学校等卒業相当の子どもにまで拡げるため、この案を提出する。

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費(<u>こどもが6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者である場合については、入院に係る医療費に限る。</u>)につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受給資格者のこどもの<u>うち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u>が保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法</p> <p>2 [略]</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受給資格者のこどもが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市こども医療費助成条例の規定は、令和4年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

市営住宅の入居手続において連帯保証人を不要とすること及び既に廃止になった第3種住宅の規定を削除するため、この案を提出する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条～第3条)</p> <p>第2章 [略](第4条～第42条)</p> <p>第3章 <u>改良住宅及び第3種住宅の管理</u> (第43条～第56条の4)</p> <p>第4章 [略](第57条～第63条)</p> <p>第5章 [略](第64条～第73条)</p> <p>第6章 [略](第74条～第74条の9)</p> <p>第7章 [略](第75条～第79条)</p> <p>付則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>第3種住宅 市営住宅のうち、公住法及び改良法に基づかないで建設した住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p>(4) <u>共同施設 公住法第2条第9号に規定する共同施設(第3種住宅にあつては、これに準ずる施設)及び改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条—第3条)</p> <p>第2章 [略](第4条—第42条)</p> <p>第3章 <u>改良住宅の管理(第43条—第56条)</u></p> <p>第4章 [略](第57条—第63条)</p> <p>第5章 [略](第64条—第73条)</p> <p>第6章 [略](第74条—第74条の9)</p> <p>第7章 [略](第75条—第79条)</p> <p>付則 (用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>共同施設 公住法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) <u>緊急連絡人(入居者の安否の確認その他の協力を求めることができる者で</u></p>

連帯保証人1人の連署する請書その他規則で定める書類を提出すること。

(2) [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5～6 [略]

### 第3章 改良住宅及び第3種住宅の管理

#### (第3種住宅の入居者の資格)

第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備し、かつ、収入の額が9万円以下でなければならない。

#### (準用)

第51条 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項、第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)」と読

あつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)の氏名、連絡先等を記載した請書その他規則で定める書類を提出すること。

(2) [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の請書に緊急連絡人の氏名、連絡先等の記載を必要としないこととすることができる。

4 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項に規定する期間内(第2項の規定の適用がある場合にあっては、同項に規定する市長が別に指示する期間内)に第1項各号の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5～6 [略]

### 第3章 改良住宅の管理

第50条から第56条まで 削除

み替えるものとする。

(第3種住宅の家賃)

第52条 第3種住宅の家賃は、他の市営住宅の家賃を勘案し、1万5,800円以下で規則で定める。

(第3種住宅の家賃の変更)

第53条 第46条第1項の規定は、第3種住宅の家賃の変更について準用する。この場合において、同項中「前条」とあるのは「第52条」と、「第44条」とあるのは「第51条」と、「改良住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の同居の承認)

第54条 第12条の規定は、第3種住宅の同居の承認について準用する。この場合において、同条中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第10条」とあるのは「第10条(第1項第1号を除く。)」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の入居の承継)

第55条 第13条の規定は、第3種住宅の入居の承継について準用する。この場合において、同条中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第11条」とあるのは「第11条(第1項第2号を除く。)」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の明渡請求)

第56条 第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。

(第3種住宅の廃止による他の市営住宅への入居の際の入居資格及び家賃の特例)

第56条の2 第3種住宅の用途の廃止により当該第3種住宅の明渡しをしようとする

入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第56条の3 市長は、第3種住宅の用途の廃止による第3種住宅の除却に伴い当該第3種住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の第3種住宅の最終の家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第45条、第46条及び第48条の規定にかかわらず、政令第12条の規定の例により当該入居者の家賃を減額する。

(第3種住宅の廃止による移転料の支払い)

第56条の4 市長は、第3種住宅の廃止により除却すべき第3種住宅の除却前の最終の入居者が、当該第3種住宅の廃止に伴い住居を移転した場合には、規則で定めるところにより、通常必要な移転料を支払うものとする。

別表第3(第3条関係) [略]

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等のある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第2条及び第3条の改正規定、第3章の章名の改正規定、第50条から第56条までの改正規定、第56条の2から第56条の4までを削る改正規定並びに別表第3を削る改正規定並びに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、令和4年4月1日以後に那覇市営住宅に入居しようとする者について適用し、同日前に那覇市営住宅に入居しようとする者については、なお従前の例による。

(那覇市営住宅基金条例の一部改正)

- 3 那覇市営住宅基金条例(平成21年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる費用に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 市営住宅等(第3種住宅を除く。)の整備、修繕又は改良(以下「市営住宅の整備等」という。)に要する費用</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) 市営住宅等の整備、修繕又は改良(以下「市営住宅の整備等」という。)に要する費用</p> <p>(2)～(3) [略]</p>
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

財産の取得について（災害用備蓄品（食糧品））

次のとおり災害用備蓄品（食糧品）を購入する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、契約書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（食糧品）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。



財産の取得について（災害用備蓄品（資機材））

次のとおり災害用備蓄品（資機材）を購入する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、契約書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（資機材）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。



財産の処分について

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産の処分（無償譲渡）をするため議会の議決を得る。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- |            |  |
|------------|--|
| 1 件名       | 宇栄原こども園舎の無償譲渡                                      |
| 2 所在地      | 那覇市字小禄 1066 番地                                     |
| 3 建物の構造・面積 | 鉄筋コンクリート造 937 m <sup>2</sup>                       |
| 4 譲与の相手方   | 那覇市首里石嶺町3丁目 199 番地2<br>社会福祉法人 わかめ福社会<br>理事長 饒平名 勝彦 |

(提案理由)

本市と、公私連携幼保連携型認定こども園である宇栄原こども園の運営を行う社会福祉法人わかめ福社会において締結した「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基本協定書」に基づき、当該園の安定的な運営のために、公私連携法人に当該園舎を無償譲渡するため、この案を提出する。



あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

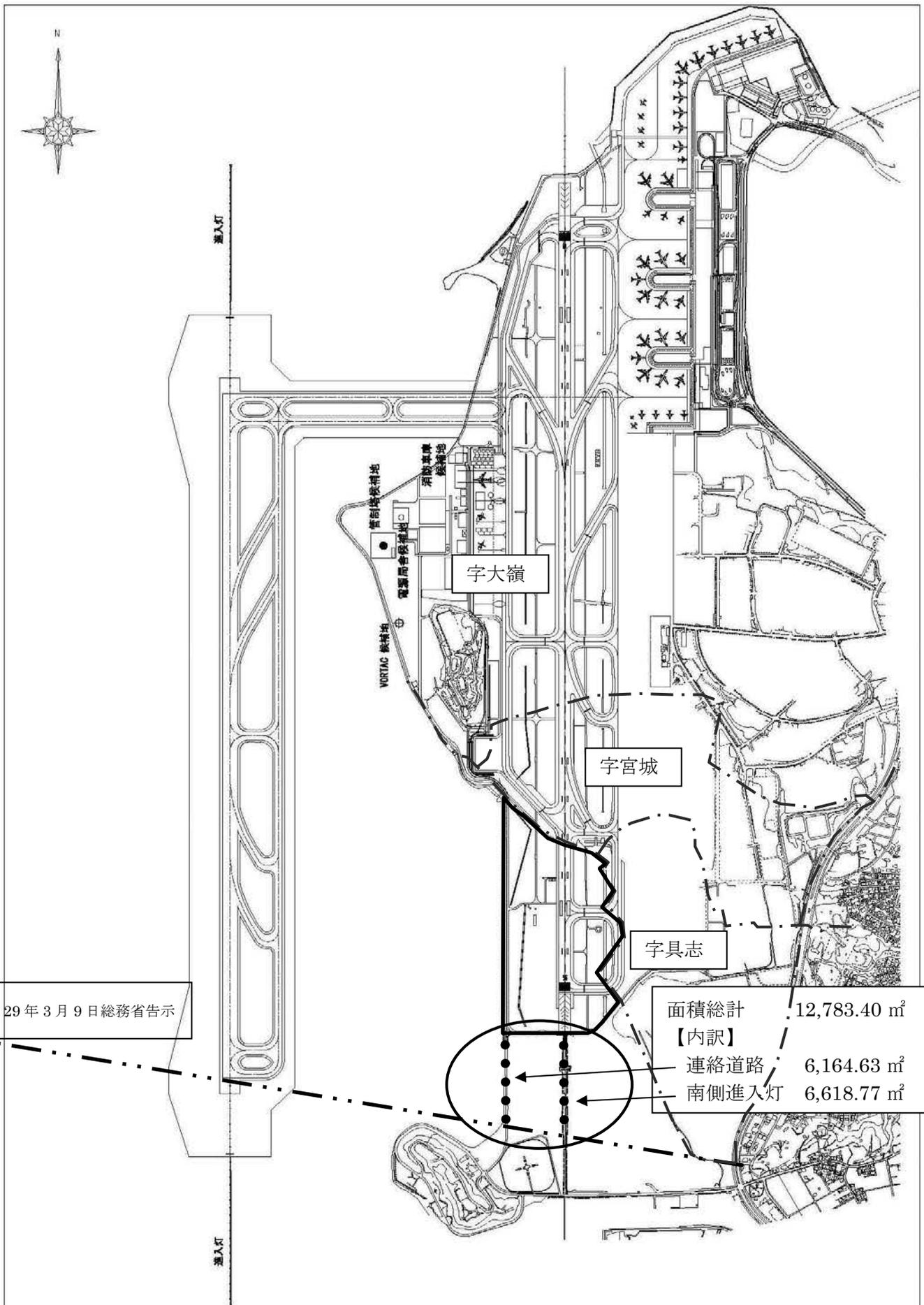
令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地 積 12,783.40 平方メートル

（提案理由）

那覇市字具志大嶺瀉原の地先において、公有水面埋立等により、本市の区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を経て確認するため、この案を提出する。



字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。

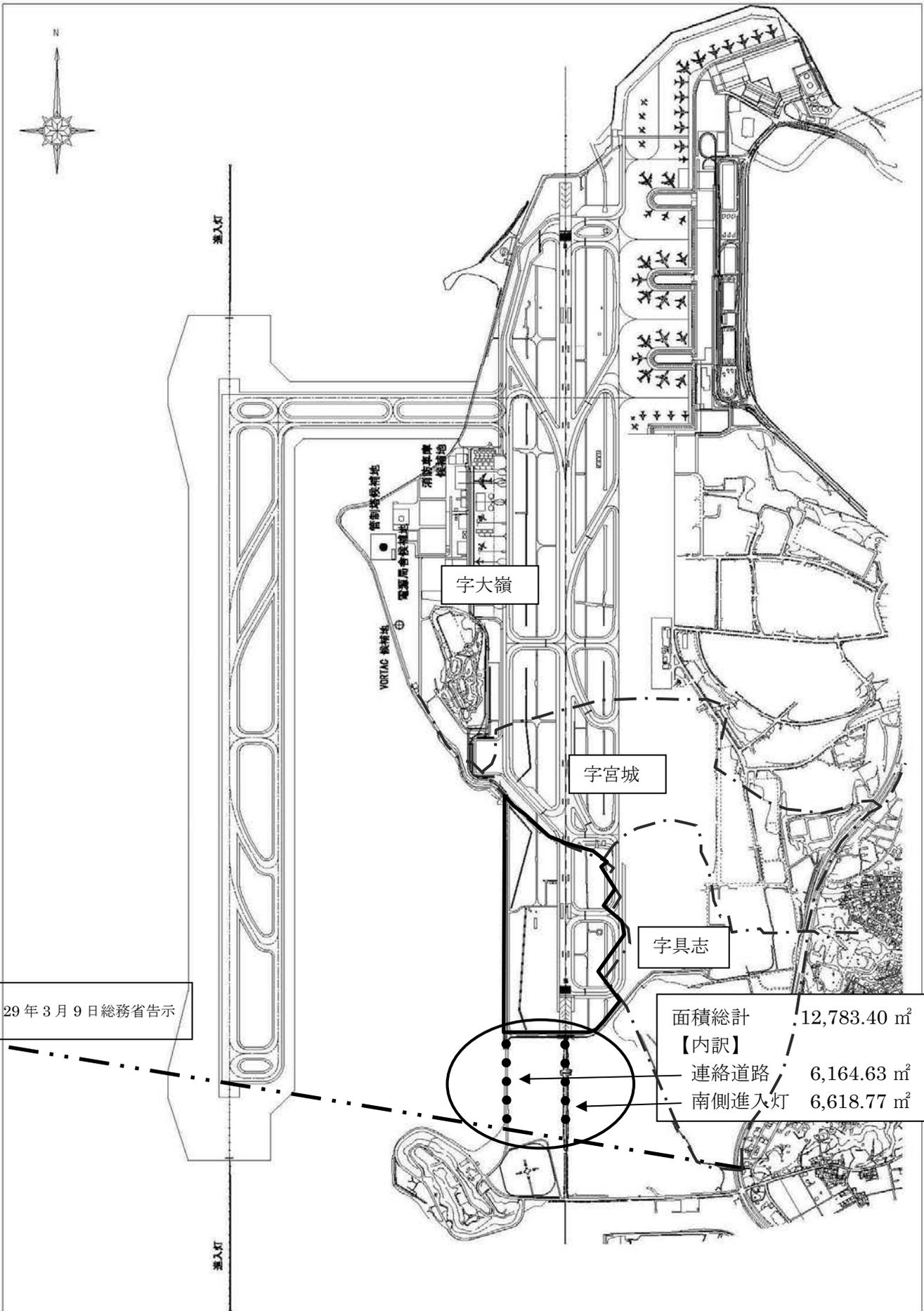
別図に示すあらたに生じた土地を那覇市字具志大嶺潟原の区域に編入する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

（提案理由）

那覇市字具志大嶺潟原の地先において、あらたに生じた土地の確認に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提案する。



那覇市営住宅等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 管理を行わせる公の施設  
名 称 那覇市営住宅20団地  
所在地 那覇市首里久場川町2丁目96番地 他
  
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 株式会社 レキオス  
所在地 那覇市おもろまち4丁目19番16号  
代表者 代表取締役 宜保文雄
  
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

那覇市営住宅等の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。



工事請負契約について  
(若狭市営住宅 2 号棟耐震改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 若狭市営住宅 2 号棟耐震改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 144,683,000 円
- 4 契約の相手方  
那覇市古波蔵 3 丁目 17 番 5 号  
受注者 有限会社 仲村組  
代表取締役 仲村渠 孝

(提案理由)

「若狭市営住宅 2 号棟耐震改修工事」を施工するため、この案を提出する。



工事請負契約について  
(天妃小学校校舎及びプール改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 天妃小学校校舎及びプール改築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 1,693,490,700 円
- 4 契約の相手方 南成建設・米元建設工業・玉新建設共同企業体  
代表者 沖縄県那覇市壺川 2-13-41 上原ビル 103 号  
株式会社 南成建設  
代表取締役 屋宜 宣光  
構成員 沖縄県那覇市古波蔵 3 丁目 7 番 25 号  
米元建設工業 株式会社  
代表取締役 米元 文啓  
構成員 沖縄県那覇市壺川二丁目 13 番 15 号  
株式会社 玉新建設  
代表取締役 松田 和明

(提案理由)

天妃小学校校舎及びプール改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。



工事請負契約について（与儀小学校校舎等改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 与儀小学校校舎等改築工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 1, 116, 745, 300 円
- 4 契約の相手方 金秀建設・平川建設・沖縄ピーシー共同企業体  
代表者 沖縄県那覇市旭町 112 番地 1  
金秀建設株式会社  
代表取締役 上地 千登勢  
構成員 沖縄県那覇市具志 1 丁目 12 番 3 号  
株式会社 平川建設  
代表取締役 平川 哲也  
構成員 沖縄県那覇市旭町 112 番地 1  
沖縄ピーシー株式会社  
代表取締役 眞榮平 孝

（提案理由）

与儀小学校校舎等改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。



工事請負契約について  
(識名小学校校舎等改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 識名小学校校舎等改築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 1,354,100,000 円
- 4 契約の相手方 高橋土建・辰雄建設・ホーム 2 1 共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号  
株式会社 高橋土建  
代表取締役 玉城 俊夫

構成員 沖縄県那覇市宮城 1 丁目 16 番 19 1 階  
有限会社 辰雄建設  
代表取締役 安里 繭子

構成員 沖縄県那覇市字真地 210 番地 1  
株式会社 ホーム 2 1  
代表取締役 玉城 和広

(提案理由)

識名小学校校舎等改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。



人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

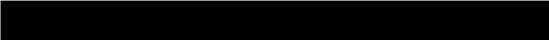
令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

- 1   
うえはら ひろやす  
上原 廣保  〈再推薦〉
- 2   
きしもと こういち  
岸本 孝一  〈再推薦〉
- 3   
ながやま こ  
永山 カヨ子  〈再推薦〉
- 4   
しもじょう みえこ  
下門 美恵子  〈再推薦〉
- 5   
いけま りゅう  
池間 龍  〈再推薦〉
- 6   
たもと ゆみこ  
田本 由美子  〈再推薦〉
- 7   
やまもと あきみ  
山元 明美  〈新たな推薦〉

専決処分の報告について  
(那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定及び当該法令の施行に必要な条例において当該法令と同一の用語を使用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和3年8月17日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき(番号法第19条第14号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、番号法第19条第12号から第15号までに該当する場合(同条第15号に該当する場合にあっては、規則で定める場合を除く。)において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき(番号法第19条第15号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、番号法第19条第13号から第16号までに該当する場合(同条第16号に該当する場合にあっては、規則で定める場合を除く。)において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第9条の4 番号法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第9条の4 番号法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>
<p>2 [略]</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 実施機関は、前項の措置をとった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、実施機関が必要がないと認める</p>	<p>2 [略]</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 情報提供等記録の訂正 総務大臣及び番号法第19条第7号の情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)

(1) [略]

(2) 情報提供等記録の訂正 内閣総理大臣及び番号法第19条第8号の情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 16 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(建築))  
(令和 2 年 6 月 26 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(建築)

契約の相手方

受注者 國場組・大米建設共同企業体

所在地 那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号

代表者 商 号 株式会社 國場組

代表者 代表取締役 玉城 徹也

所在地 那覇市高良 3 丁目 1 番地 1

構成員 商 号 株式会社 大米建設

代表者 代表取締役社長 仲本 靖彦

- 2 変更する事項 契約金額  
既 決 金 額 2,646,537,300 円  
変更する金額 2,655,283,400 円

専決処分の報告について  
(市道銘苅35号歩道切り下げ部接触事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 17 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道銘苅 35 号歩道切り下げ部接触事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市銘苅在住  
賠 償 額 74,954 円

専決処分の報告について  
(市道与儀 1 号街路樹による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 17 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道与儀 1 号街路樹による車両損傷事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市字識名在住  
賠 償 額 167,310 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された契約金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 16 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築））（令和 2 年 12 月 22 日同意）

工 事 名 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 沖縄県那覇市字田原 193 番地  
株式会社 善太郎組  
代表取締役 翁長 恵子

- 2 変更する事項 契約金額
- |         |               |
|---------|---------------|
| 既 決 金 額 | 731,930,100 円 |
| 変更する金額  | 741,779,500 円 |

令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

## 資金不足比率

(令和2年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条  
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

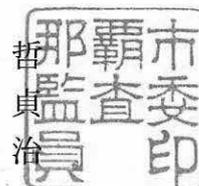


那 監 第 29 号  
令和 3 年 7 月 30 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員  
同  
同

宮 城  
城 間  
古 堅 茂



令和 2 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

## 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

### 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

### 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率審査

### 3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 4 審査の着眼点

資金不足額又は資金剰余額は適正に算定されているか。

### 5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

### 6 審査の期間、日程及び実施場所

- (1) 期 間 令和 3 年 6 月 7 日から同年 7 月 26 日まで
- (2) 日 程 令和 3 年 6 月 18 日 事務局職員による予備審査  
令和 3 年 7 月 7 日 監査委員審査
- (3) 場 所 那覇市上下水道局

### 7 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

(注)

- 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。
- 2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	11,794,098	6,057,299	—
下水道事業会計	4,520,313	3,615,566	—

ア 水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約5億6,701万9千円減少している。

イ 下水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約1億7,253万5千円増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。